

佐那河内村農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成31年3月26日(火) 午後1時30分から午後3時00分

2. 開催場所 佐那河内村農業総合振興センター 2階西会議室

3. 農業委員 (10人)

会長	1番	星山隆啓
会長職務代理者	2番	山本光雄
委員	3番	日下正人
	4番	笠井博美
	5番	國原和彦
	6番	長江操
	7番	大西克史
	8番	森本允補
	9番	大仲香織
	10番	松長護
農地利用最適化 推進委員(4人)	高樋地区	11番 河原功
	嵯峨地区	12番 大岩和久
	宮前東地区	13番 池田吉信
	宮前西地区	14番 中野實

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議案の上程

議案第 7号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による佐那河内村農用地利用集積計画(案)の決定について

報告第 4号 利用権による使用貸借契約の合意解約通知書について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 山本利也

書記 池上美紗子

7. 会議の概要

事務局 ただ今から、平成31年3月総会を開会いたします。
はじめに、星山会長よりご挨拶をお願いいたします。

会 長 (挨拶)

事務局 ありがとうございます。

本日の出席委員は、全委員10名が出席しておりますので、総会は成立しております。

それでは、佐那河内村農業委員会会議規則により、議事の進行を星山会長をお願いいたします。

議 長 それでは、佐那河内村農業委員会会議規則第19条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。
(異議なし)

それでは、4番 笠井博美委員、5番 國原和彦委員をお願いいたします。

なお、本日の会議書記には、事務局職員の池上美紗子さんを指名いたします。

それでは、日程第3の議案第7号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による「佐那河内村農用地利用集積計画(案)の決定について」を、議案に供します。

事務局より、議案第1号の朗読と説明をお願いします。

事務局 議案書の1ページから3ページをご覧ください。今月の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による案件は、1議案16件でございます。議案第7号は、すべて地権者から賃借人に直接権利を設定する件です。

佐那河内村長より平成31年3月18日付けで農用地利用集積計画の決定を求められています。新規の利用権設定の計画が7件、再設定の計画が9件で、面積は、12,653.42㎡です。

【議案書にもとづいて、個別の農用地利用集積計画の要請の内容を説明】

整理番号1と整理番号2、整理番号3、整理番号16につきましては、利用権の設定等をする者が同一の案件であり関連をしておりますので、一括して説明をさせていただきます。

整理番号1の権利の種類につきましては使用貸借権の新規であり、利用権の設定等をする者の住所、氏名は、[] さんで、利用権の設定等を受ける者の住所、氏名は、[] さんです。土地の所在地については、[] 2.1番地1、現況 畑、720㎡で、利用目的は野菜です。始期は平成31年4月1日から終期は平成32年3月31日の1年契約です。

事務局 整理番号2の権利の種類につきましては使用貸借権の新規であり、利用権の設定等をする者の住所、氏名は、[] さんで、利用権の設定等を受ける者の住所、氏名は、[] さんです。土地の所在地については、[] 167番2、現況 畑、135㎡、[] 188番、現況 畑、99㎡、[] 19番2、現況 畑、

568㎡、■■■■ 20番3、現況 畑、3.42㎡で、利用目的は野菜とすだちです。始期は平成31年4月1日から終期は平成34年3月31日の3年契約です。

事務局 整理番号3の権利の種類につきましては使用貸借権の新規であり、利用権の設定等をする者の住所、氏名は■■■■さんで、利用権の設定等を受ける者の住所、氏名は■■■■さんです。土地の所在地については、■■■■ 13番、現況畑、601㎡で、利用目的は野菜です。始期は平成31年4月1日から終期は平成34年3月31日の3年契約です。

事務局 整理番号16の権利の種類につきましては使用貸借権の新規であり、利用権の設定等をする者の住所、氏名は、■■■■さんで、利用権の設定等を受ける者の住所、氏名は、■■■■さんです。土地の所在地については、■■■■ 20番1、現況 畑、59㎡、■■■■ 21番3、現況 畑、15㎡、■■■■ 22番、現況 畑、82㎡で、利用目的は野菜です。始期は平成31年4月1日から終期は平成34年3月31日の3年契約です。

計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

なお、整理番号2の■■■■ 19番2、及び整理番号16の■■■■ 20番1、■■■■ 21番3、■■■■ 22については、■■■■さんの相続人である■■■■さんと、■■■■さんとの間で利用権による使用貸借契約を結んでおりましたが、平成31年2月28日付けで合意解約が成立し、同日付けで農業委員会に通知がありました。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理しております。

議長 私の方から説明します。

■■■■ 20-1ですが、朝宮神社から神山方面に行って左側に■■■■さんがされてる畑があります。自分の所で使う用の畑だったと思います。今、耕作されて色々作っていると思います。問題無いと思います。

場所は167-2が宮前公民館の北です。すだち植えています。188は東に行った細い道を行った所です。白尾19-2と20-3は耕作しています。■■■■さん、退職してから新規就農のような形です。■■■■ 13は朝宮から神山方面行って、井開方面途中右側にあります。■■■■さんは、いろんな所を借りて熱心にやっています。今は夏は甘長となすび作っています。■■■■さん、自家消費としてやっていますが、綺麗に作っています。問題無いと思います。

ただいま説明しましたが、いかがでしょうか。

議長 それでは、整理番号1、整理番号2、整理番号3、整理番号16について、ご異議ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議がないと認めますので、整理番号1、整理番号2、整理番号3、整理番号16は原案のとおり決定いたしました。

続いて整理番号4について、事務局より説明をお願いします。

事務局 整理番号4の権利の種類につきましては使用貸借権の新規であり、利用権の設定等をする者の住所、氏名は、[REDACTED] [REDACTED]さんで、利用権の設定等を受ける者の住所、氏名は、[REDACTED] [REDACTED]さんです。土地の所在地については、[REDACTED]46番、現況田、727㎡、利用目的は野菜です。始期は平成31年4月1日から終期は平成32年3月31日の1年契約です。

計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議 長 これも私が説明します。場所は、[REDACTED]から南に行って道の突き当たりには[REDACTED]46があります。[REDACTED]さん、[REDACTED]で3年間の任期です。来年から自営としてするようになっております。村内でも何ヶ所か借りてやる予定です。新規就農者です。よろしくお願いします。

議 長 ただいま説明しました。何かご質問はありますか。

佐那河内で家を見つけたということなので、定住するようです。

議 長 それでは、整理番号4についてご異議ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議がないと認めますので、整理番号4は原案のとおり決定いたしました。続いて整理番号5について、事務局より説明をお願いします。

事務局 整理番号5の権利の種類につきましては貸借権の再設定であり、利用権の設定等をする者の住所、氏名は、[REDACTED] [REDACTED]さんで、利用権の設定等を受ける者の住所、氏名は、[REDACTED] [REDACTED]さんです。土地の所在地については、[REDACTED]42番、現況田、821㎡、[REDACTED]48番、現況田、2,088㎡で、利用目的は水稻です。借賃については、10aあたり米30.9kgになります。始期は平成31年4月1日から終期は平成36年3月31日の5年契約です。

計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議 長 ありがとうございます。それでは、質疑に入ります。

補足説明がありましたら、あわせてお願いします。

8 番 場所は、寺谷の、以前に草刈りした所の隣の畑です。[REDACTED]さん几帳面にやっていますので問題無いと思います。

農村公園の反対側です。

議 長 それでは、整理番号5について、ご異議ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議がないと認めますので、整理番号5は原案のとおり決定いたしました。続いて整理番号6について、事務局より説明をお願いします。

事務局 整理番号6の権利の種類につきましては貸借権の再設定であり、利用権の

設定等をする者の住所、氏名は、[redacted]さんで、利用権の設定等を受ける者の住所、氏名は、[redacted]さんです。土地の所在地については、[redacted]57番、現況 畑、168㎡で、利用目的は野菜です。借賃については、10aあたり5,953円であり、1筆で1,000円になります。始期は平成31年4月1日から終期は平成33年3月31日の2年契約です。

計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議 長 ありがとうございます。それでは、質疑に入ります。
補足説明がありましたら、あわせてお願いします。

13番 資料5ページです。借り手の[redacted]さんは、[redacted]の家です。板野の方に嫁がれて、週に一度家庭菜園のために帰ってきて野菜を作っているという事です。

議 長 ただいま説明がありました。何かご質問はありますか。

13番 宅地になってますけど、家を壊して。登記は宅地になってます。

事務局 現況主義なので、固定資産税確認してもらって、宅地のままだったら宅地課税です。現況申請出来ます。

議 長 それでは、整理番号6について、ご異議ございませんか。
(異議なし)

議 長 異議がないと認めますので、整理番号6は原案のとおり決定いたしました
続いて整理番号7について、事務局より説明をお願いします。

事務局 整理番号7の権利の種類につきましては使用貸借権の再設定であり、利用権の設定等をする者の住所、氏名は、[redacted]さんで、利用権の設定等を受ける者の住所、氏名は、[redacted]さんです。土地の所在地については、[redacted]67番、現況 畑、792㎡で、利用目的は野菜です。始期は平成31年4月1日から終期は平成36年3月31日の5年契約です。

計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議 長 ありがとうございます。それでは、質疑に入ります。

私の方から説明します。地図6ページの[redacted]の中辺橋渡って右側です。北側に[redacted]さんのすだちのハウスがあります。そのすぐ隣に[redacted]さんの土地があります。[redacted]さん高齢で、農業はしていません。[redacted]さんがすぐ南側に接していますので、すだち苗を植えた状態です。再設定です。お願いします。

議 長 ただいま説明しましたが、何かご質問はありますか。

議 長 それでは、整理番号7について、ご異議ございませんか。
(異議なし)

議 長 異議がないと認めますので、整理番号7は原案のとおり決定いたしました
続いて整理番号8について、事務局より説明をお願いします。

事務局 整理番号8と整理番号9、整理番号10につきましては、利用権の設定等を受ける者が同一の案件であり関連をしておりますので、一括して説明をさせていただきます。

事務局 整理番号8の権利の種類につきましては賃借権の再設定であり、利用権の設定等をする者の住所、氏名は、[REDACTED]さんで、利用権の設定等を受ける者の住所、氏名は、[REDACTED]さんです。土地の所在地については、[REDACTED]28番2、現況 畑、127㎡ほか3筆で、利用目的はすだちです。借賃については、10aあたり9,986円であり、4筆で7,200円になります。始期は平成31年4月1日から終期は平成32年3月31日の1年契約です。

整理番号9の権利の種類につきましては使用貸借権の再設定であり、利用権の設定等をする者の住所、氏名は、[REDACTED]さんで、利用権の設定等を受ける者の住所、氏名は、[REDACTED]さんです。土地の所在地については、[REDACTED]35番1、現況 畑595㎡、[REDACTED]35番2、現況 畑、469㎡で、利用目的はねぎです。始期は平成31年4月1日から終期は平成32年3月31日の1年契約です。

整理番号10の権利の種類につきましては使用貸借権の新規であり、利用権の設定等をする者の住所、氏名は、[REDACTED]さんで、利用権の設定等を受ける者の住所、氏名は、[REDACTED]さんです。土地の所在地については、[REDACTED]84番1、現況 畑、419㎡で、利用目的は野菜です。始期は平成31年4月1日から終期は平成32年3月31日の1年契約です。

計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議長 ありがとうございます。それでは、質疑に入ります。

3ヶ所に分かれています。まずは整理番号8の説明をお願いします。

6番 場所は、長願寺の所から蝮塚に上がって行く所、今年で3年目になります。綺麗に作っています。

議長 9番については、私が説明します。朝宮橋から100メートルぐらい行った所を左に曲がって山裾になります。そこに[REDACTED]35-1と35-2があります。今、ネギを主に作っています。再設定です。同じく3年目ぐらいです。お願いします。

続いて、整理番号10についてお願いします。

3番 地図7ページ。根郷集会所を行った途中にイチゴのハウスがあります。その横にあります。現在耕作して除草も出来ています。問題無いかと思えます。

議長 ただいま説明がありました。何かご質問はありますか。

1年は、[REDACTED]さんの要望ですか。

事務局 そうですね。とりあえず1年という事で。

議長 それでは、整理番号8、整理番号9、整理番号10について、ご異議ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議がないと認めますので、整理番号8、整理番号9、整理番号10は原案のとおり決定いたしました。

続いて整理番号11について、事務局より説明をお願いします。

事務局 整理番号11の権利の種類につきましては賃借権の再設定であり、利用権の設定等をする者の住所、氏名は、[REDACTED]さんで、利用権の設定等を受ける者の住所、氏名は、[REDACTED]さんです。土地の所在地については、[REDACTED]121番、現況 畑、138㎡、[REDACTED]124番、現況 畑、304㎡、[REDACTED]1番288、現況 畑、436㎡で、利用目的はキウイフルーツです。借賃については、10aあたりキウイフルーツ227.8kgの物納であり、3筆でコンテナ10杯になります。始期は平成31年4月1日から終期は平成34年3月31日の3年契約です。

計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議 長 ありがとうございます。それでは、質疑に入ります。

補足説明がありましたら、あわせてお願いします。

5 番 地図8ページです。[REDACTED]さん、畑は東山集会所から上に上がった所にあります。道が非常に険しい所にあります。場所的には、[REDACTED]121、124前回違う家で借りた畑のすぐ並びになります。今回、現物でお願いしたいという申し出がありました。借りる面積でコンテナ10杯ということですが、高いか安いかは分かりません。前回去年の5月に借りた時は、1反7畝でするので3万円で借りています。今回、現物でという形です。

議 長 ただいま説明がありました。何かご質問はありますか。

14番 双方が納得していたら、それで良いのではないですか。

5 番 [REDACTED]さんの所、機械も借りるそうです。

議 長 それでは、整理番号11について、ご異議ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議がないと認めますので、整理番号11は原案のとおり決定いたしました。

続いて整理番号12について、事務局より説明をお願いします。

事務局 整理番号12の権利の種類につきましては賃借権の再設定であり、利用権の設定等をする者の住所、氏名は、[REDACTED]さんで、利用権の設定等を受ける者の住所、氏名は、[REDACTED]さんです。土地の所在地については、[REDACTED]2番1、現況田、776㎡、利用目的は水稻です。借賃については、10aあたり18,000円です。始期は平成31年4月1日から終期は平成41年3月31日の10年契約です。

計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議 長 それでは、整理番号13について、ご異議ございませんか。
(異議なし)

議 長 異議がないと認めますので、整理番号13は原案のとおり決定いたしました。

続いて整理番号14について、事務局より説明をお願いします。

事務局 整理番号14と整理番号15につきましては、利用権の設定等をする者が同一の案件ですので、一括して説明をさせていただきます。

整理番号14の権利の種類につきましては賃借権の再設定であり、利用権の設定等をする者の住所、氏名は、

さんで、利用権の設定等を受ける者の住所、氏名は、
さんです。土地の所在地については、

147番2、
現況 田、390㎡、利用目的は水稻です。借賃については、10aあたり
10,000円であり、1筆で3,900円です。始期は平成31年4月1
日から終期は平成34年3月31日の3年契約です。

整理番号15の権利の種類につきましては賃借権の再設定であり、利用権の設定等をする者の住所、氏名は、

さんで、利用権の設定等を受ける者の住所、氏名は、
さんです。土地の所在地については、

4番、現況
畑、1,252㎡、利用目的はすだちです。借賃については、10aあたり
12,780円で、1筆で16,000円です。始期は平成31年4月1日
から終期は平成36年3月31日の5年契約です。

計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第
18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議 長 ありがとうございます。それでは、質疑に入ります。

補足説明がありましたら、あわせてお願いします。

3 番 場所は、根郷の集会所をみまつ方面にさんの家の裏に田んぼがあります。
さんですけど、教習所に勤めています。週末だけ農家している状態
です。4番ですがから根郷の奥に入って行ったら、日浦
橋をこえて道ぶちにすだちがあります。さんですが、熱心にイチゴされて
います。

議 長 ただいま説明がありました。何かご質問はありますか

14番 問題無いですね。

議 長 それでは、整理番号14と整理番号15について、ご異議ございませんか。
(異議なし)

議 長 異議がないと認めますので、整理番号14と整理番号15は原案のとおり
決定いたしました。

次に、報告事項がありましたら事務局より説明をお願いします。

事務局 利用権による使用貸借契約の本人同士の合意による合意解約の通知が1
件ございましたのでご報告します。

土地の所在地は、19番2、20番1、21番

3、 22については、 さんの相続人である さんと、 さんとの間で利用権による使用貸借契約を結んでおりましたが、平成31年2月28日付けで合意解約が成立し、同日付けで農業委員会に通知がありました。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理しております。

議 長 ただいまの報告について、いかがでしょうか。
移住者だった方ですか。

事務局 そうですね。今は阿南市の方に転出しています。

議 長 よろしいですか。それでは、以上をもちまして、平成31年3月総会を閉会いたします。

会議の顛末を記録しその確認を認めるため捺印する。

佐那河内村農業委員会会長 星山 隆啓

佐那河内村農業委員会委員 大西 克史

佐那河内村農業委員会委員 森本 允補